令和８年11月12日

電子黒板等学校ICT機器機能強化及び整備事業に係る
制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するため、地方自治法施行令第167条の6並びに南城市契約規則（令和3年南城市規則第7号）第3条第2項及び第5条の規定に基づき、次のとおり公告する。

南城市長　　大城　憲幸

1　入札に付する事項

(1)　件　　名　　電子黒板等学校ICT機器機能強化及び整備事業

(2)　対象機器　　別紙「要求仕様書」のとおり

(3)　数　　量　　液晶ディスプレイ型電子黒板　86型30台、75型4台、65型45台（計79台）、大型提示モニター（65型・タッチ対応・本体OSレス）　9台（合計88台）ほか、別紙「要求仕様書」のとおり

(4)　納入場所　　別紙「調達数量一覧（学校別）」に掲げる南城市立小中学校

(5)　納入期限　　令和9年3月19日

（設置、配線、設定、動作確認及び教職員向け操作研修を完了し、使用可能な状態とすること。）

(6)　最低制限価格　　設定しない

(7)　入札に当たっては、調達機器のほか、別紙「仕様書」及び「要求仕様書」に示す各種費用（搬入、開梱、設置、配線、接続、初期設定、動作確認、教職員向け操作研修、既設置電子黒板の校内移動作業、既存機器の撤去及び廃棄物の処理（家電リサイクル法の対象となる大型ディスプレイ17台の再商品化等料金及び収集運搬料金を含む。）に要する経費、仕様書第6に定める製品保証（製造者の通常保証及び5年間の延長保証（偶発的な物損事故を保証の対象に含み、免責金額並びに保証の金額及び修理回数の上限がないもの））及び保守体制に要する経費（実物投影機は通常保証のみ）、標準仕様として授業用OS環境（Windows）及び電子黒板本体（本体にAndroidを搭載する場合の本体OS）の双方に標準装備する必須ソフトウェア（資産管理ソフトウェア（LanScope）、ウイルス対策機能を有するセキュリティソフトウェア、ホワイトボード（板書）アプリケーション及び無線画面表示（Chromebook連携）アプリケーション）並びに授業用OS環境に標準装備するMicrosoft Office LTSC Standard 2024及び実物投影機表示アプリケーションの取得及び導入に要する費用（いずれも納入の時点で権利の取得が完了し、追加の支払を要しない形態のものに限る。）を含む。なお、本市が年ごとに支払う使用料、更新料、保守料等は含めない。）をすべて含めて入札に臨むこと。なお、入札者は、入札金額の内訳を①「電子黒板分」、②「モニター分」、③「廃棄費用分（既存機器の撤去作業費、産業廃棄物処理費及び家電リサイクル料金等）」の3区分に分けて明示し、①及び②の区分の中で延長保証、資産管理ソフトウェア（LanScope）及びウイルス対策機能を有するセキュリティソフトウェアの行を分けてその小計を明示した入札金額内訳書（様式8）を、入札書と併せて提出すること。落札者は、契約締結に際し、入札時に提出した内訳書の金額を変更せずに契約金額の内訳書（様式8）を提出すること（消費税及び地方消費税の額を除き、区分間及び行間で金額を振り替

えないこと。）。また、落札者は、契約締結時に、延長保証の価格の根拠を示す資料（製造者又は保証の提供者の見積書の写し、価格表等）を提出すること。

2　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告日から開札日まで（要件ごとに基準日が定められている場合は、当該基準日）の間、次に定める資格をすべて満たす者であること。

(1)　地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2)　会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(3)　市税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(4)　南城市の指名停止等の措置を受けていない者であること。

(5)　代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が、次のいずれにも該当すること。

ア　沖縄県暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。

イ　暴力団又は暴力団員の統制下にないこと。

ウ　暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(6)　事業所の所在地要件及び同種・同規模契約の履行実績要件（地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 に基づく必須要件）

ア　【事業所の所在地要件】沖縄県が島嶼県であり、学校現場での障害発生時に迅速かつ確実な現地（オンサイト）保守対応を行う必要があることから、沖縄本島内に本店、支店又は営業所等を有すること。

イ　【過去 2 カ年の履行実績要件】過去 2 カ年の間（公告日前 2 カ年の間）に、本市、国（公社、公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。ここでいう「種類及び規模をほぼ同じくする契約」とは、大型提示装置（画面サイズ 55 型以上の電子黒板又は大型提示モニター）の納入及び設置を内容とする契約をいう（本要件は、南城市契約規則第8条第 2 号に規定する入札保証金の免除要件及び同規則第 41 条第 3 号に規定する契約保証金の免除要件と同一の内容とし、その資格確認を兼ねる。）。

ウ　アの所在地は登記事項証明書（発行から 3 か月以内のもの。支店・営業所等が記載されていない場合は、営業所一覧等を併せて提出すること。）により確認し、イの実績は「（様式3）契約実績証明書」及び契約書の写し（2 件分以上）により確認する。

(7)　情報セキュリティに関する認証

ア　次のいずれかの認証を有すること。

（ア）　ISO/IEC 27001（ISMS）認証（本業務を担当する事業所が認証範囲に含まれるものに限る。）

（イ）　プライバシーマークの付与認定

イ　認証を証する書面（登録証の写し等）を提出すること。

ウ　業務の一部を再委託する場合において、再委託先が個人情報又は本市の内部情報を取り扱うときは、当該再委託先についてもアに掲げる認証のいずれかを有していること。

(8)　保守体制

沖縄本島内に本店、支店又は営業所等を有するとともに、沖縄県内に本業務に係る保守拠点（メーカー直営又は正規代理店によるものとし、離島に所在する学校への対応が可能な体制を含む。）を有し、仕様書第 6 に定める製品保証（5 年間の延長保証及び現地（オンサイト）での修理を含む。）及び 5 年間の保守部品供給を確実に履行できる体制を有すること。

(9)　産業廃棄物の処理に関する体制

撤去する既存機器の収集運搬及び処分（大型ディスプレイ 17 台にあっては、家電リサイクル法に基づく指定引取場所までの収集運搬）について、自ら産業廃棄物処理業の許可を有するか、又は当該許可を有する者に委託することにより履行できる体制を有すること。落札後に体制を構築する場合を含む。

(10)　別紙「要求仕様書」に示す機器を納入できる者であること。

3　契約条項を示す場所

本市ホームページに掲載する。

4　入札説明会

実施しない。

5　質問・回答

(1)　本件入札に関する質問がある場合は、「（様式 5）質問書」に質問内容を記載し、電子メールにより提出すること。提出後は、必ず確認の電話をすること。

(2)　提出期限　　令和 8 年 11 月 16 日（月）正午

(3)　回答方法　　令和 8 年 11 月 20 日（金）までに本市ホームページに掲載する。なお、質問の提出がない場合は、掲載を行わない。

6　応札物品の仕様適合確認

(1)　本件入札に参加を希望する者は、応札するすべての物品（電子黒板本体、授業用 OS 環境（内蔵 OPS ユニット又は本体に搭載する Windows）、実物投影機、昇降式ディスプレイスタンド、周辺ケーブル類、標準装備ソフトウェア及び大型提示モニター）について、「（様式 4）応札物品仕様適合確認書」に製造者名、型式及び別紙「要求仕様書」に適合することの説明を記載し、適合することが確認できるカタログ、機能仕様書、試験成績書等の写しを添付して、7 の入札参加申請と併せて提出すること。

(2)　提出期限　　令和 8 年 11 月 24 日（火）午後 5 時（提出方法は 7(2)による。）

(3)　確認結果の通知　　本市は、提出された物品が要求仕様書に適合するかを確認し、令和 8 年 11 月 26 日（木）までに、入札参加資格の審査結果と併せて通知する。

(4)　適合することが確認できない物品があるときは、本市は、令和 8 年 11 月 25 日（水）までにその旨及び理由を通知する。通知を受けた者は、令和 8 年 11 月 26 日（木）正午までに、「（様式 4）応札物品仕様適合確認書」により、適合する物品への差し替えを申し出ることができる。

(5)　要求仕様書に記載する参考型式（項番 79～81 の周辺ケーブル類）は例示であり、これと同等以上の性能及び機能を有する物品により応札することを妨げない。この場合も、(1)の確認を受けること。

(6)　本項の確認を受けた物品以外の物品により応札した入札は、無効とする。落札者は、確認を

受けた物品を納入すること。

7　入札参加申請

(1)　本件入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。公告に定める日までに申請書及び添付書類を提出しない者、又は入札参加資格要件を満たしていないことが確認された者は、本件入札に参加することができない。

ア　（様式 1）入札参加資格審査申請書兼入札参加申請書

イ　（様式 2）入札保証金納付（免除）申請書

ウ　（様式 3）契約実績証明書

エ　情報セキュリティに関する認証を証する書面の写し（2(7)関係）

オ　沖縄本島内の本店・支店・営業所等の所在地並びに沖縄県内の保守拠点及び産業廃棄物の処理に関する体制を説明する書面（2(6)ア・(8)・(9)関係）

カ　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し（発行から 3 か月以内のもの）（2(6)ア関係）

キ　次の納税証明書（いずれも発行から 3 か月以内のもの。写し可）（2(3)関係）

(ア)　消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書（税務署が発行する納税証明書（その 3）等）

(イ)　本市の市税に滞納がないことの証明書（本市に納税義務がない者は、本店所在地の市町村税に滞納がないことの証明書）

ク　（様式 4）応札物品仕様適合確認書及び添付資料（6 関係）

(2)　令和 8 年 11 月 24 日（火）午後 5 時までに、直接持参又は電子メールにより提出すること。電子メールで提出する場合は、提出後に必ず確認の電話を行い、原本は入札時に提出すること。

(3)　入札参加資格の審査結果（6 の仕様適合確認の結果を含む。）は、令和 8 年 11 月 26 日（木）までに申請者へ通知する。入札参加資格を有すると認めた者には、通知の際に、（様式 6）入札書、（様式 7）委任状、（様式 8）入札金額内訳書兼契約金額内訳書及び（様式 9）入札辞退届を交付する。

8　入札執行の日時及び場所等

(1)　日　　時　　令和 8 年 11 月 27 日（金）午前 11 時

(2)　場　　所　　南城市役所　2 階　211 会議室

(3)　入札時提出書類

ア　（様式 6）入札書（封筒に入れ、表に件名及び入札者名を記入すること。投函前の確認及び再度の入札で封筒を再利用するため、封はしないこと。）

イ　（代理人が入札する場合）（様式 7）委任状

ウ　（様式 8）入札金額内訳書（封筒に入れず、入札書を投函する際に、投函箱の横に裏返して提出すること。）

(4)　入札書の記載方法

入札書には、自己の見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。この金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。）が契約金額となる。

9　入札保証金に関する事項

南城市契約規則（令和3年南城市規則第7号）第6条の規定により、入札金額の100分の5とする。ただし、同規則第8条各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を免除する。免除を受けようとする場合は、「（様式 2）入札保証金納付（免除）申請書」と、入札保証保険契約に係る保険証券の写し（同条第 1 号該当の場合）又は「（様式 3）契約実績証明書」及び契約書の写し（同条第 2 号該当の場合：過去 2 カ年の間に本市、国（公社、公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者）のいずれかを提出すること。

10　契約保証金に関する事項

南城市契約規則第40条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上とする。ただし、同規則第 41 条各号（第 1 号の履行保証保険契約を締結したとき、第 3 号の過去 2 箇年の間に本市、国（公社、公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したとき等）のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を免除する。

11　入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1)　入札に参加する資格のない者がした入札

(2)　委任状を持参しない代理人がした入札

(3)　入札書が所定の日時までに提出されない入札

(4)　同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札

(5)　入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の者の代理をしてなした入札

(6)　連合その他不正行為によってなされたと認められる入札

(7)　本市に届出した住所、商号若しくは代表者名又は届出印と異なる内容が記載され、又は押印された入札書（ただし、既に株主総会や法人登記等でいずれかの変更が実質的に終了している場合は、その限りではない。）

(8)　入札書の表記金額を訂正した入札、又は￥マークの記載がない入札

(9)　入札書に記名押印を欠いた入札

(10)　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札

(11)　入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札

(12)　鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札

(13)　再度入札（2 回目・3 回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札

(14)　郵送による入札

(15)　6 の仕様適合確認を受けた物品以外の物品により応札した入札

(16)　入札金額内訳書（様式 8）を提出しない入札、又は内訳書の合計額（税抜）が入札金額と一致しない入札

(17)　その他入札に関する条件に違反した入札

12　落札者の決定方法

(1)　予定価格以内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(2)　同額の入札を行った入札参加者が 2 者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。

(3)　落札者は、別紙「物品売買仮契約書（案）」の内容で契約することを条件とする。

13　支払条件

本契約に係る代金は、すべての履行が完了し、本市の検査に合格した後、受注者からの適法な請求に基づき一括して支払うものとする。部分払は行わない。

14　特記事項

(1)　本件は、沖縄振興特別推進市町村交付金を財源として実施する事業である。

(2)　本件は、南城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年南城市条例第 43 号）第 3 条及び南城市契約規則第 38 条第 1 項の規定により議会の議決に付すべき財産の取得に該当することから、落札決定後に仮契約を締結し、南城市議会の議決を得たときに本契約として成立する。南城市議会の議決を得られなかったときは、当該仮契約は効力を失うものとし、この場合において本市は一切の損害賠償の責めを負わない旨を了承の上、入札へ参加すること。

(3)　電子黒板の構成は、①本体 OS レス＋内蔵 OPS ユニット（Windows）、②本体 Android＋内蔵 OPS ユニット（Windows）、③本体 Windows（内蔵 OPS ユニットなし）のいずれの構成によることも認めるが、本業務により納入する電子黒板（79 台）は、全対象学校を通じて同一の構成及び同一の型式のものとする（画面サイズの相違により型式が異なる場合は、同一メーカーの同一シリーズに属する製品とする。）。この規定は、特定のメーカー又は特定の型式による納入を求めるものではなく、要求仕様書に定める性能及び機能を満たす限り、いずれのメーカーの製品によることも妨げない。

(4)　撤去する既存機器（プロジェクター型電子黒板 63 台及び大型ディスプレイ 17 台、計 80 台）のうち、プロジェクター型電子黒板 63 台の産業廃棄物の処理については、本市（教育委員会）を排出事業者として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 5 項及び第 6 項並びに同法施行令第 6 条の 2 の規定（委託基準）に従い、収集運搬業者及び処分業者（落札者が自ら許可を有する場合にあっては落札者、落札者が自ら当該許可を有しない場合にあっては本市が承認した当該許可を有する産業廃棄物処理業者）とそれぞれ直接、本契約とは別に産業廃棄物処理委託契約を書面により締結する。産業廃棄物管理票（マニフェスト）は本市（教育委員会）が交付する。当該処理に要する費用は、本契約の契約金額に含むものとする。大型ディスプレイ 17 台は、プラズマテレビ（パナソニック製　TH-P50G1EH）であり、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の対象となるため、本市（教育委員会）を排出者として、同法の定めるところにより処理する（指定引取場所までの収集運搬を許可業者に行わせる場合の委託契約は、本市が当該許可業者と直接、書面により締結する。）。家電リサイクル券に係る手続は落札者が行い、再商品化等料金及び収集運搬料金は本契約の契約金額に含むものとする（仕様書第 5 の 3(9)）。

15　その他

(1)　入札参加者は、入札心得等を熟読し入札に臨むこと。

(2)　台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の 2 時間前までにバスの運行が開始

されなければ、開札は延期となる場合がある。延期後の日時は、追って本市ホームページへ掲載する。

(3)　本公告に定めのない事項については、南城市契約規則その他関係法令の定めるところによる。

(4)　入札参加資格の確認を受けた者は、入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。辞退するときは、入札執行前にあっては（様式 9）入札辞退届の原本を 16 のお問合せ先（南城市教育委員会教育指導課）に直接持参して提出し（郵送、ファクシミリ又は電子メールによる提出は認めない。）、入札執行中にあっては入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出すること。入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない（南城市競争入札心得規程第 4 条）。

16　お問合せ先

〒901-1495　沖縄県南城市佐敷字新里 1870 番地

南城市教育委員会　教育指導課

TEL:098-917-5364

FAX:098-917-5436

メール：kyoushidou@city.nanjo.lg.jp

別紙一覧

名称	内容
仕様書	第1から第11まで。事業概要、契約条件、搬入・設置、設定、撤去・廃棄、保守・保証、研修、成果物、情報セキュリティ、調達機器の条件等
要求仕様書	機器ごとの要求仕様（区分①②液晶ディスプレイ型電子黒板（79台）、③実物投影機（79台）、④昇降式ディスプレイスタンド（79台）、④-2授業用OS環境（Windows：内蔵OPSユニット又は本体搭載・79式）、⑤周辺ケーブル類（各79）、⑥設置作業及び既存機器撤去・廃棄、⑦大型提示モニター（65型・タッチ対応・本体OSレス・9台））
調達数量一覧（学校別）	学校別の設置台数（電子黒板79台・大型提示モニター9台、合計88台）、撤去・廃棄台数（プロジェクター型電子黒板63台・大型ディスプレイ（プラズマテレビ）17台、計80台）
物品売買仮契約書（案）	契約の条項（南城市契約規則様式第9号（その3）準拠）。落札者と仮契約を締結し、南城市議会の議決を得たときに本契約となる。契約時に契約金額内訳書（様式8）及び延長保証の価格の根拠資料を提出する。
個人情報取扱特記事項	本件の履行に当たり個人情報を取り扱う場合に受注者が守る事項（秘密の保持、目的外利用の禁止、再委託の制限、安全管理措置（認証、脆弱性対策等）、記録媒体の消去、漏えい等の報告等）。仕様書第9の3及び物品売買仮契約書（案）第14条の2により契約の一部となる。
（様式5）質問書	質問提出用
（様式1～3）	入札参加資格審査申請書兼入札参加申請書、入札保証金納付（免除）申請書、契約実績証明書
（様式4）	応札物品仕様適合確認書（応札するすべての物品について、入札参加申請と併せて提出）
（様式6）	入札書（南城市契約規則様式第4号準拠）（入札参加資格の審査結果の通知の際に交付）
（様式7）	委任状（南城市契約規則様式第5号準拠）（入札参加資格の審査結果の通知の際に交付）
（様式8）	入札金額内訳書兼契約金額内訳書（入札時に入札書と併せて提出。落札者は契約締結時に同じ金額で提出。電子黒板分・モニター分・廃棄費用分の3区分及び別計上項目の小計を明示）（入札参加資格の審査結果の通知の際に交付）
（様式9）	入札辞退届（南城市競争入札心得規程別記様式準拠。入札を辞退する場合に提出）（入札参加資格の審査結果の通知の際に交付）